

京都府における平成 25 年度の主な取組予定

1. オール京都体制の支援・連携ネットワークの構築

- オール京都体制での支援・連携ネットワークの構築
- 課題ごとのプロジェクトチームの設置

2. ライフステージに対応した支援

(1) 乳幼児期

① 年中児スクリーニング

- ・ 市町村が行う年中児スクリーニングに対して助成（補助率 1/2）
 - ※ 問診票を用いないスクリーニングの補助対象への追加、補助単価・補助基準額の設定等の補助要綱の見直し
- ・ 私立を含め、保育所・幼稚園の関係団体、未実施の保育所・幼稚園に働きかけ

② 事後支援

- ・ 市町村が行う園巡回、ソーシャルスキルトレーニング、ペアレントトレーニング等に対して助成（補助率 1/2）
 - ※ 事後支援のみの実施の補助対象への追加、補助単価・補助基準額の設定等の補助要綱の見直し
- ・ 事後支援を行える専門職について、関係団体等と連携して育成し、市町村への紹介を実施
- ・ 市町村保健師等を対象としてペアレントトレーニング指導者養成研修を実施
- ・ 保健所において、発達クリニック、保育士・教員等を対象とした発達障害の理解を深める研修、保育士・教員等を対象とした子どものほめ方教室、ペアレントメンター養成等を実施

(2) 学齢期

① 「支援ファイル」や「移行支援シート」

- ・ 関係者で協議し、「支援ファイル」「移行支援シート」の標準モデル及び記入・活用マニュアルを作成・改訂して、市町村に電子媒体で提供

② ソーシャルスキルトレーニング地域モデル事業

- ・ 地域の児童生徒を対象としたSSTについて、社会福祉法人等に委託して実施

(3) 成人期

① 就労に向けた支援

- ・ 発達障害者支援センター及び発達障害者圏域支援センターにおいて、就労準備プログラムを実施
- ・ 就労継続支援事業所の障害者に対する一般就労に向けた個別伴走支援を実施
- ・ 就労継続支援A型事業所において、障害者が健常者と共働する環境を整備

② 生活支援

- ・ 強度行動障害をもつ人について、支援状況調査を行い、支援の在り方や支援体制等を検討

3. 支援体制の整備

(1) 相談支援体制

① 発達障害者支援センター

- ・ 京都府全域の発達障害者支援の中核機関として、発達障害者圏域支援センター・相談支援事業所等の支援のほか、府内の支援・連携体制の構築、人材養成、支援手法開発等の機能を強化
- ・ 発達障害者支援センターと京都府障害者支援課の連携強化
- ・ 京都府精神保健福祉総合センター内に移転し、精神保健医療との連携を強化

② 発達障害者圏域支援センター

- ・ 地域の中核的な相談支援機関として、圏域内のネットワークを作り、相談支援事業所等の支援を行うとともに、困難ケースの相談支援等を行うよう、発達障害に関する専門性を向上
- ・ 発達障害者圏域支援センター職員を対象とした専門的・実践的な研修を発達障害者支援センターで実施
- ・ 発達障害者圏域支援センターを発達障害者支援センターの支部として、両者の連携を強化
- ・ 山城北圏域の発達障害者圏域支援センターの職員を1人増員

③ 相談支援事業所

- ・ 地域の身近な相談支援機関として、相談支援従事者の発達障害の理解を向上
- ・ 相談支援従事者の発達障害専門研修を実施

発達障害者に関する相談支援体制

	役割	実施内容
発達障害者支援センター(1か所)	府全域の発達障害者支援の中核機関	企画立案、府内の支援・連携体制構築、発達障害者圏域支援センター・相談支援事業所の支援、困難ケース対応、人材養成、モデル事業等
発達障害者圏域支援センター(6か所)	地域の中核的な相談支援機関	圏域内のネットワークづくり、相談支援事業所の支援、困難ケース対応、就労支援等
相談支援事業所(61か所)	地域の身近な相談支援機関	身近な相談支援

(2) 医療提供体制

- ・ 発達障害の診断・療育を行う府内の医療機関に関する調査を行い、関係者で協議し、発達障害に関する医療連携体制について府民に情報提供することを検討
- ・ 府立こども発達支援センターの小児科医を増員し、発達障害を診療できる小児科医を育成

(3) 福祉サービス提供体制

- ・ 改正児童福祉法の施行状況等を踏まえ、関係者で協議し、児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等の整備の在り方や方向性等について検討

4. 人材の育成（前述のとおり）

5. 発達障害の理解促進

- ・ 「はばたけウォーク・街頭啓発」の実施
- ・ 世界自閉症啓発デーに関する啓発